

令和5年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和5年3月20日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年3月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 1号 川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第 2号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 3号 川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第 4号 川南町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 5号 川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 6号 川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 7号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 8号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 9号 川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 川南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 川南町消防団条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第15 議案第15号 事務の委託の廃止に関する木城町との協議について
- 日程第16 議案第16号 事務の委託の廃止に関する高鍋町及び都農町との協議について
- 日程第17 議案第22号 令和5年度川南町一般会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和5年度川南町介護保険特別会計予算

- 日程第22 議案第27号 令和5年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 令和5年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和5年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和5年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和5年度川南町水道事業会計予算
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について
- 追加日程
第1 発議第1号 川南町議会の個人情報保護に関する条例を定めるについて
- 追加日程
第2 発議第2号 川南町議会委員会条例の一部改正について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計課長補佐	上田美由紀 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長補佐	河野 龍司 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に御移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第1号川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、日程第2、議案第2号川南町税条例の一部改正について、日程第3、議案第3号川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正について、日程第4、議案第4号川南町火入れに関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正について、日程第6、議案第6号川南町子ども子育て審議会条例の一部改正について、日程第7、議案第7号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第8、議案第8号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第9、議案第9号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第10号川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第11号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第12号川南町国民健康保険条例の一部改正について、日程第13、議案第13号川南町消防団条例の一部改正について、日程第14、議案第14号情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、日程第15、議案第15号事務の委託の廃止に関する木城町との協議について、日程第16、議案第16号事務の委託の廃止に関する高鍋町及び都農町との協議について、本16議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第1号第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。

いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

まず、議案第1号川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法第89条の3に自立支

援協議会の設置の努力義務が明記されていることから設置するもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町の執行機関の附属機関として設置するものです。当該協議会の所掌事項としては地域における相談支援体制の整備強化に関する事、困難事例への対応調整等に関する事、地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事、地域の社会資源の開発、改善等に関する事、障害福祉計画及び障害児福祉計画の具体化に向けた協議、提言に関する事などです。また、対象となる障害者の手帳保持者数は、身体障害者手帳が850人、知的障害者手帳、療育手帳が211人、精神保健福祉手帳が162人で、一部重複はあるものの、合計1,223人とのことでした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第2号川南町税条例の一部改正については、法人の町民税法人税割の税率を100分の8.4から100分の6.0に引き下げようとするものです。本町、現行税率の100分の8.4は制限税率であり、これを標準税率の100分の6.0に改めるものです。全国市町村の状況を見ると、標準税率が41%、制限税率が43%、その他が16%とのこと、県内では標準税率が高原町、綾町、国富町の3町でその他の23市町村は制限税率を採用しています。

本町は、各種産業が盛んな産業の街であり、それらを維持推進するために税率を引き下げ、経済活動がより発展するよう環境を整備したいとのことでした。委員から、税率変更のきっかけは何かとの問いに、本町は基本的には標準税率を採用しているのに、法人税割だけが違うとの答弁で減収見込み分は適正課税適正徴収の取り組みや、効率的行政運営などで安定した町財政運営は可能との説明でした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第3号川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正については、今年10月からインボイス制度、適格請求書保存方式が導入されることに伴い改正するものです。現在公共施設等の使用料については、第2条使用料及び手数料の額等で当該別表の額に対し100分の110を乗じて得た額として徴収していますが、インボイス制度の同意に導入により、使用者に対して、請求書の発行事業者の登録番号や適用税率及び消費税額等を知らせる義務が発生します。現条例では、別表の額に100分の110を乗じて得た額と記載されており、これが消費税であるという明確な文言もないことから、これを改め、消費税相当額を加えた額とするものです。第4条の還付については、現在還付基準が施設ごとに異なっているものを、不公平が生じないように、統一した還付基準に改めるものです。別表第2と別表第8については、総合福祉センターの建設工事により部分的に変更していたものを、福祉センターも完成し、原状回復工事も終了したので、表を現状に合わせて整理するものです。別表第7、別表第9-16はサーフィンセンター及びコミュニティ施設の現状に即した区分の変更と使用料を改正するものです。別表9-9の弓道場については、夜間使用の実態があるため、夜間を追加し、金額を600円とするものです。委員から特別な場合の使用料の返還は可能かとの問いに、雨天で使

用できなかった場合など不可抗力の場合は返還するとのことでした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第6号川南町子ども子育て審議会条例の一部改正については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の整備に伴い、子ども子育て支援法第72条から76条の、内閣府に設置する子ども子育て会議に関わる条文が削除され、第77条が5条繰り上がり第72条となったことから、条例の一部を改正するものです。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第7号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の改正により、近年発生した認定こども園の送迎バス置き去り事案等を受けた自動車を運行する場合の児童の安全確保に関する計画の策定と、園児の所在の確認及び車両に安全装置を取り付けること等を定めるとともに、児童虐待の防止を図る観点からの懲戒権の規定の削除、他の社会福祉施設を併設するときの基準の規定、さらに衛生管理に関する研修や訓練を定期的に行おうと条例の一部を改正するものです。委員から13条懲戒に係る権限の乱用禁止は削除だが、14条を13条にすることは考えなかったのかとの問いに、民法児童福祉法でも削除になっているため、同様の措置を講じたとの答弁でした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第8号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童虐待の防止を図る観点からの懲戒権の規定の削除と、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の整備に伴い、子ども子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条第1項が第19条となったこと、さらに学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加され、第25条が第25条第1項になったことから、条例の一部を改正するものです。委員から虐待の事例が本町にもあるのかとの問いに児童相談所に一時措置されるものが年に1ないし2件ある、そこまで至らない事例を入れると数十件あるとのことでした。審査の結果、討論や異議もなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第9号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、子どもの医療費の全額助成対象は、これまで0歳から6歳だったところを0歳から18歳まで拡充するために条例の一部を改正するものです。この18歳までの医療費無償化を実施する県内市町村は、西米良村が平成30年4月から、新富町が令和5年1月から、木城町、高鍋町、都農町、そして本町が令和5年4月からとなっているようです。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第10号、川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、議案第9号の一部改正に合わせて、ひとり親家庭医療費助成対象者を助成対象者の自己負担、月額1,000円を令和5年4月1日診療分から自己負担なしにするため条例の一部改正するものです。このひとり親家庭医療費の18歳まで、及び保護者の無償化を実施する市町村は、国富

町、綾町、新富町、西米良村、木城町、高鍋町の6町村ですが、新富町が子どものみ現物給付で残りの6町村と本町はこの償還払いでの運用を予定しています。委員から現物給付ということは窓口で払わなくてもよいということか、新富ができるのになぜできないのかとの問いに、できるが、県の補助金がもらえなくなる、新富町は県負担はもらわず全額負担しているとのことでした。現時点での対象者は保護者が207人、18歳以下の子供が238人とのことでした。審査の結果、償還払いということは、補助金をもらうための手続きが必要だが、その手続きをしなくても済むような方法はないのか県に働きかけてほしいとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第12号、川南町国民健康保険条例の一部改正について報告します。出産育児金については、社会保障審議会医療保険部会において、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとしました。これを受け、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を現行の40万8000円から8万円引き上げた48万8000円にすることとなり、条例でも改正するものです。なお、差額の1万2000円については産科医療補償制度の加算金で、従来と同額で変更はありません。委員から、標準的な出産費用はどれくらいかとの問いには、42万円ほどだが、一時金があれば、出産費用も便乗する傾向にあるとのことでした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第13号、川南町消防団条例の一部改正については、郡内の消防団員の報酬と見比べたところ、当町の報酬が少ない状況にあることが判明したとのことでした。そもそも当町は消防庁の基準どおりの報酬を適用していたが、郡内の統一性を図ろうという趣旨もあり、消防団員が受け取る報酬額を増額するため、条例を一部改正するものです。委員から報酬増額後の郡内の比較はとの問いに、役職に応じ同額か高い方の金額に合わせているとの答弁でした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第14号、情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について報告します。地方自治法の定めにより、情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体に西都児湯環境整備事務組合、高鍋木城衛生組合及び川南都農衛生組合を加えるとともに、西都児湯情報公開個人情報保護審査会共同設置規約を変更するものです。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会の報告を申し上げます。文教産業常任委員会に付託されました議案第4号、第5号、第11号、第15号、第16号について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第4号川南町火入れに関する条例の一部改正についてこの条例は、野焼きなど火入れ

を行う際の許可申請時に、火入れ従事者の数を面積に応じた人数に改めることや、条文中の用語を現行の用語、異常乾燥注意報から乾燥注意報、火災警報から火災に関する警報に改め、実情に即した条文にするものであります。

議案第5号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正についてこの議案は、令和4年度をもって国営造成施設管理体制整備促進事業が終了することに伴うもので、引き続き、水利施設管理強化事業として継続されるため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第11号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、この議案は全国の児童福祉施設等での送迎バスにおける痛ましい事案の発生を受け、バス等の運行時や児童福祉施設内での活動における児童の安全確保のため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行が予定されているため、関係利益の整備を行い、安全計画の策定や送迎時の安全管理の徹底に関わる規定を加えるため条例の一部を改正するものです。

議案第15号事務の委託の廃止に関する木城町との協議について、議案第16号事務の委託の廃止に関する高鍋町及び都農町との協議について、この2議案は、国営造成施設管理体制整備促進事業が令和4年度で終了することに伴い、国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止について、地方自治法により議決を得なければならず、今回、木城町、高鍋町、都農町と協議をすることについて提案されたものであります。以上5議案について討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決あります。報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第1号川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号川南町附属機関の設置に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、川南町税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、川南町税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号川南町使用料及び手数料徴収条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、川南町火入れに関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、川南町火入れに関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号川南町子ども子育て審議会条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号川南町子ども子育て審議会条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号川南町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号川南町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号川南町消防団条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号川南町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号情報公開個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号事務の委託の廃止に関する木城町との協議について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号事務の委託の廃止に関する木城町との協議については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号、事務の委託の廃止に関する、高鍋町及び都農町との協議について討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号事務の委託の廃止に関する高鍋町及び都農町との協議については委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第22号令和5年度川南町一般会計予算、日程第18、議案第23号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19、議案第24号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第25号令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第21、議案第26号令和5年度川南町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第27号令和5年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第28号令和5年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第29号令和5年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第25、議案第30号令和5年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第26、議案第31号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第27、議案第32号令和5年度川南町水道事業会計予算、本11議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第29号につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

まず、議案第22号令和5年度川南町一般会計予算について報告します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114億2200万円と定めています。これは前年比で20.1%の増、金額にして19億1500万円の増となっています。増の要因の主なものは、好調に推移しているふるさと納税展開事業は約9億円の増。畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金が約5億円、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業補助金が約5億円と、これらが予算を大きく押し上げていることが影響しています。今回は骨格予算ですが、継続的に実施されるものや国県補助事業のうち、事業執行上、当初予算に計上しなければ支障が生じるものについては計上されています。第2表の債務負担行為は、町民健康課の戸籍総合システム機器貸借料及びシステム利用料で、期間は令和6年度から令和10年度、限度額を4842万4000円としています。歳入歳出それぞれ増減がありますが、歳入の主なものを挙げると、1款町税は7.6%増の17億6587万4000円、10款地方交付税は0.07%増の21億2220万2000円、15款県支出金が148.1%増の16億7728万円、17款寄付金は66.6%の増で20億円、18款繰入金は19.6%増の16億8086万円となっています。委員から、町税徴収率が上がった要因はとの問いに、平成27年から元東京都職員に来てもらいノウハウを習った。徴収の不平等の解消に取り組んだ結果とその後職員の研鑽を積んでいる成果とされているとのことでした。歳出では、1款1項議会費の合計は9022万9000円で、前年度比174万9000円の増、率にして2%の増です。議会運営費の会計年度任用職員報酬1人分147万4000円、議会システム利用料39万6000円、議長両袖机購入28万6000円が主な要因です。令和5年度から2年間、西都児湯議長会の事務局を本町議会事務局が担当する予定であり、会計年度任用職員を1人配置して円滑に議長会事務を執行する計画です。また、議会システム利用料については、令和5年度から議会タブレットの利用を開始するためとなっています。委員から会計年度任用職員は西都児湯議長会の事務専任かとの問いに半分を職員で、あとの半分は事務的なものと考えている。通常の議会事務の補助もやってもらう予定との答弁でした。2款1項6目企画費の新婚家庭生活支援助成金1009万円は、家賃60件分で891万円と通勤29件で118万円です。定住促進持家取得助成金2490万円は、持家33件分での積算です。地域おこし協力隊の隊員報酬については、会計年度任用職員はい報酬として7人分1577万円が計上されていますが、これは1人を新たに採用し、国際交流1人移住コーディネーター2人、パン職人2人、英語教育1人、企業提案1人の事業となっています。2款2項2目賦課徴収費は、前年度比6.7%増の5457万2000円です。これは12節委託料が前年度比8.7%230万7000円増加したためです。中でも個人住民税システム、森林環境税賦課徴収対応委託料261万8000円、並びに個人住民税システム特別徴収税徴収税額通知電子化対応委託料214万3000円が新たに計上されています。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1000円を市町村が賦課徴収する予定で実施に向け、令和5年度からシステムを改修するためです。一方の通知電子化対応委託料は、国が主導する各種行政システムの電子化の推進による全国的取り組みの一環との

ことです。3款2項2目児童措置費の私立保育園等委託料（他市町村分を除く）4億4080万1000円ですが、前年度対比4999万9000円の減となっています。これは川南保育園の利用定員が120人から100人に、また川南東保育園では70人から50人へと大きく減少に転じることが要因となっています。委員から、保育所定員が減の要因はとの問いに子供の数の減と、保育士の減も要因である山手の方が少ない、保護者の就労先が町外というのも要因とのことでした。4款1項保健衛生費の防災減災対策（新型コロナウイルス感染及び物価高騰対策事業）4403万9000円は、ワクチン接種に関する経費です。令和4年度のオミクロン接種を参考に計上しています。大体3ヶ月と考えており、春と秋の2回の予定です。ワクチン接種委託料2618万6000円は、初回接種完了者約1万1500人を対象に計上されています。9款1項1日常備消防費、東児湯消防組合負担金の2億2206万円は、年間4回に分けて支出されます。審査の結果、討論や異議はありませんでしたが、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第23号、令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5837万1000円と定めてあります。歳入の4款1項県補助金、保険給付費等交付金が17億1683万7000円で、前年比3176万9000円の減です。これは令和4年度に医療機関への受診が増加する見込みで予算計上していたが、支出が見込みより少なかったため、令和5年度予算はコロナ禍前の診療給付費の支出額を参考に積算した結果で、令和4年度予算より減額となったものです。歳出の1款1項総務管理費が1041万8000円で、前年度比2118万5000円の減です。これは令和3年度と4年度に国保の市町村事務処理標準システムを導入して4年度完了しており、その分の予算が4年度まで計上されていたということによります。2款の保険給付費は、16億7148万6000円で、前年度より3805万7000円の減となっています。4年度は医療機関への受診が増加するとの見込みで計上していたところ、支出が見込みより少なかったために、4年度予算はコロナ禍前の診療給付費の支出額を参考に積算しており、そのため4年度より減額となっているものです。なお、この2月末での対象者は4279人とのことです。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算についてです。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2894万9000円と定めています。歳入の2款1項一般会計繰入金、1節事務費繰入金469万4000円は、会計年度任用職員の報酬分です。同じく2節の保険基盤安定繰入金6921万4000円は、低所得者保険料減免分を公費負担するものです。歳出の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億2094万1000円で前年対比3307万5000円の増となっています。これは被保険者の伸び率が急激であることにより、見込み率を大きくしているためとの説明でした。対象者数については、1月末で2769人とのことでした。委員から、医療費が予算書ではわからないのかとの問いに、予算書ではわからないので、必要であれば広域連合に確認するとの答弁でした。審査の結果、討論や異議もなく全員賛成で可決すべき

ものと決定しました。

議案第25号、令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700万2000円と定めています。歳入の主なものは、1款1項の介護保険特別会計繰入金の700万円です。歳出の主なものは1款1項の介護認定審査会委員報酬16人分の399万円と、会計年度任用職員の行政事務報酬1人分185万4000円となっています。なお審査会の回数は年間50回との説明でした。審査の結果、討論や異議もなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第26号、令和5年度川南町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1620万2000円と定めています。歳入の主なものは、1款保険料3億3259万4000円、3款国庫支出金4億2072万3000円、4款支払基金交付金4億2504万4000円、5款県支出金2億3937万円、7款繰入金の2億8837万9000円となっています。歳出ですが、2款1項地域密着型介護サービス給付金給付費負担金2億8257万円は、前年比5871万4000円の増となっています。これは令和3年10月の小規模多機能型居宅介護のサテライトトロンの開所により、利用者が増えてきたことによる増額です。3款3項、地域包括センター運営委託料2382万9000円は、前年比で約2000万円の増となっています。これはセンター職員の異動に伴うものと職員5人の増給による増額とのことです。また、介護保険準備積立基金の残高については、令和4年度末で2億5039万2555円、令和5年度当初予算で2億3214万5555円とのことでした。審査の結果、討論や異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和5年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1000円と定めています。歳入は関係団体6市町からの1款1項負担金が4万7000円、2款1項一般会計からの繰入金が10万8000円、3款1項繰越金が12万6000円となっています。歳出は、1款1項行政不服審査会費のみですが、主なものは、行政不服審査会委員報酬5人分の延べ14回分、12万6000円と、前年度分の一般会計繰出金10万4000円となっています。審査の結果、討論異議もなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第22号第27号、第28号、第30号、第31号、第32号について、関係課職員の出席を求め、現地確認を行い、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第22号令和5年度川南町一般会計予算についてですが、文教産業常任委員会に付託された部分について、所管課ごとの主な点についてのみ報告をいたします。

環境水道課についてであります。地球温暖化対策実行計画書策定業務委託料1400万円は、「2050年ゼロカーボンシティかわみなみ」を宣言採択したことに伴うもので、その実現に向けた再エネ導入のためのポテンシャル調査等を実施するものであります。地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための環境省所管の支援事業で補助率4分の3で800万円歳入を見込んでいます。

次に産業推進課であります。畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金4億8242万1000円は、金鶏農場ウインドレス鶏舎建て替え及び増設、堆肥舎の新設をするもので補助率は2分の1であります。合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金5億677万6000円は、株式会社宮崎 FCP が木質バイオマス供給施設一式の整備を図るもので、チップヤード及び破砕機建屋、木材破砕施設、移動式破砕機1台、木質チップ脱水装置グラップル2台、ホイールローダー3台、チップ運搬車6台の整備を行い、生産性の高いチップ加工施設を新設し、発電施設にチップの安定供給を行うものであります。補助率は2分の1であります。2事業とも事業者へのトンネル事業でございます。

次に教育課でございます。ガラス飛散防止工事5852万7000円は、東小、山本小、多賀小3校の窓ガラスを強化ガラスに更新するための工事で、これで全ての町内小学校全ての校舎体育館の窓ガラスが強化ガラスに更新することになります。国庫補助が3分の1であります。新中学校建設基本設計業務委託料7533万9000円と新中学校建設実施設計業務委託料2億857万1000円は、令和4年12月議会にて債務負担行為補正を承認した2億8391万円です。校舎（職員室を含む）の面積が6400㎡、体育館・武道館・プール等面積約3400㎡、部室・駐輪場面積約400㎡の設計委託業務になるということでもあります。新中学校建設造成工事実施設計業務委託料1509万6000円は、新たに購入した土地を含め3万2700㎡の造成工事を行うための設計を委託するものであります。

次に、農地課関係であります。多面的機能支払事業交付金5030万9000円は、県の4分の3補助であり、令和4年度に各組織の事務軽減のために川南町広域協定を設立し、26組織の800haを対象に、水路、農道等の管理や農村の環境保全などの営農共同活動を支援していくものであります。県営平下地区負担金920万円は、令和4年度採択の県営事業であります。基幹農道整備事業は負担率10%の500万円で、事業完了予定は令和9年度ということになります。農地保全事業の負担率は11%の420万円で、完了予定は令和8年度となっております。こちらの方は後年にずれ込むであろうということでもあります。

次に建設課関係であります。道路維持費の工事請負費2440万円は、町道修繕工事15カ所分、舗装補修850㎡、路線舗装打換え工事延長490m（清瀬上・新橋線）であります。道路新設改良費の工事請負費2635万2000円は、垂門・甘付線舗装打換え工事で延長670m、幅員6.9mとなっております。運動公園野球場改修工事5000万円は、現在のスコアボードは故障して利用できなくLED表示のスコアボードを外野バックスクリーン横に設置するものであります。

す。野球場照明施設柱補修工事は、高さ24mの照明施設の柱4本の鉄骨舗装補強工事を行うものであります。

議案第27号、令和5年度川南町下水道事業特別会計予算、この議案の主なものは、工事請負費2695万4000円で、川南浄化センターの汚泥脱水機オーバーホールで、浄化センターが建設されて19年になり、一度もオーバーホールの整備がされてなく、故障が頻繁になり、今回の予算計上となったものであります。

議案第28号、令和5年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、この議案の主なものは、工事請負費148万円は、通浜浄化センター動力制御板機器改修工事であります。なお公債費については令和4年度で償還済みとなります。

議案第30号、令和5年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について、この議案の主なものは、ダム用水使用料567万6000円で、牛農家12戸、豚農家7戸、鶏農家4戸計23戸の農家が利用をされています。

議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算についてであります。この議案の主なものは電子地域通貨取扱手数料4045万円で、町内の登録店舗数は161点であります。

議案第32号令和5年度川南町水道事業会計予算についてであります。この議案の主なものは、業務予定量として給水戸数6600戸、年間総配水量220万 m^3 、1日平均配水量6027 m^3 で建設改良工事として、祝子塚、新茶屋、通山地区の配水管布設替工事1億1700万円であります。なお、令和4年度10月末現在の有収率は74.6%と低い数値を示しており、漏水対策としての配水管布設替工事の計画的な遂行が望まれます。

以上6議案について討論はなく、採決の結果、議案第27号、28号、30号、32号について、全員賛成で可決であります。議案第22号、31号については賛成多数で可決であります。以上で文教産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第22号令和5年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第22号令和5年度川南町一般会計予算、私は令和5年度川南

町一般会計予算案について反対の立場で討論をいたします。政府の新年度予算案は、岸田政権が掲げる軍事費2倍化実現のために、社会保障など国民生活関連予算を削減する戦争国家作り予算です。今年度の予算編成は町長の改選期にあたり骨格予算編成です。令和5年度川南町一般会計予算案は、予算の総額は前年度比、前年度当初比20.1%増の114億2200万円です。子どもの医療費助成などの予算も計上されています。交付税や補助金などに依存している本町財政はまだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、今後も自主財源比率の向上は当面の課題となっています。令和5年度も行財政改革による民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。十文字保育所、川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保育所の統合、民営化、番野地保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も学校給食調理業務の民営化委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。さらに水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せされ、町民の負担増です。また、文化ホール、図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の運営化を推し進める道具として、国によって導入され、民間のノウハウの活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に川南町も取り入れています。公共施設は町民の福祉を増進する目的であるという原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度のあり方について研究検討する必要があります。民間でできることは民間で、官から民へという構造改革路線を背景に安上がりを目指すために、具体化された保育、福祉、医療、教育など、働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営にすべきであり、認めるわけにはまいりません。民営化の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たり前となっています。放課後児童クラブ、学童保育も委託されました。学童保育の社会福祉法人への委託は、支援員など、働いている方には不利益はない、労働条件が良くなり、今までと同じ場所で預かり、料金も変更はない、安心して子育てできる、環境を守ってほしいです。マイナンバー関連予算が計上されています。この制度は、個人情報保護という観点から十分な検討や対策がとられていないのが現状です。従って、町民に不安を与えることはやめるべきです。新中学校建設事業の関連委託料が計上されていますが、住民合意が必要だと思います。年金の引き下げなど、生活は苦しくなるばかりとの声が広がっています。自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進、町民の立場を貫く町政こそ求められています。町民の苦難に心を寄せた温かな行財政運営を求めまして、反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第22号令和5年度川南町一般会計予算について、賛成の立場に立って討論いたします。その理由2点、申し述べ、賛成の意思を示すものでありますが、まず先ほどの反対討論者の答弁を聞いておりましたら、町の財政が厳しいようなこと言いよるけど、一般質問を聞いてとっと財政は厳しいけど、いろいろ子どもの医療費とか給食費を無

償にせいちゅう財政圧迫をかけるような一般質問しよりますが、いろいろ意味がわかりません。

原案はですね、コロナ禍で疲弊した町住民生活を回復させるための事業予算が多数含まれております。本年度、骨格予算であり、これを否決すれば予算執行不能となり、住民サービスができなくなり、住民生活に悪影響を及ぼすことは懸命な同僚議員におかれましては承知され、先ほどの反対討論に同意すれば、町教育行政は混迷し、町の将来を担う子供たちの教育は停滞し、役場機能は停止。関係住民生活は困窮するものであり、原案に反対は同意できません。第2点は、先ほど学校の建設関係のことでありましたが、住民合意がなされておらんということでしたが、住民合意が必要という法律はありません。議会の合意が住民の合意であり議会制民主主義の原則であります。そういうことも知らんで反対討論をするとはおこがましいことでもあります。第2点は、この2月6日にトルコ南部シリアを襲った大地震は死者数5万2000人超の大災害となり、日本で起きた数多の大災害も上回る大惨劇で世界中の人々を震撼させました。そのトルコでは1万7000人余りが死亡した1992年の北西部地震など近年も大地震が相次いでおり、日本と同じくらいに厳しい建築基準がありますが、今回は反対議員や町長立候補予定の方がマニフェストで活用を提起する既存の唐瀬原中学校と同じ、改正建築基準以前に作られた古い建物の被害が大きかったと指摘され、耐震診断と建て替えが間に合わなかったと関係者の責任が追及されていますが、亡くなった命は蘇ることはありません。地震多発国、我が国の本町教育委員会は、統合新中学校建設場所の選定において、当初は既存中学校の長寿命化活用も議論されたようですが、統合先進地の本町と交流関係の深い福島県矢吹町における統合に関する諸問題を調査し、その中で12年前の東日本大震災時に町にある既存の老朽3中学校全てが崩壊し、教育の停滞が危惧されましたが、幸いにも3中学校統合の建設中の新校舎は事なき終え、即完成、開校し、教育の停滞を免れたばかりか、地域住民の避難所にも活用され大いに活躍。住民に感謝されたことを知れたというであります。そこで、耐用年数超過の安全性に絶対的な信頼が持てない既存中学校の長寿命化活用を断念し、通学の遠近の不平等をなくす憲法第14条平等の原則を基に、既存両中学校のほぼ中間に新中学校を建設することに決定したようです。トルコ地震の大惨劇を目にした今となっては、その決定が町教育行政の判断的を射ており、英明な判断であったと、きしくもトルコ地震が証明しました。私ごとであります。通浜では東日本大震災後、災害の教育を忘れぬよう、町当局の強い要望で自主防災組織を設置しましたが、その中で防災について学び、人類の才知でも、台風、地震等自然現象の発生を制御することは不可能だが、防災施設整備や避難行動等の人類の才知で被害を軽減、減災することは可能と知り、君子危うくに近寄らず、三十六計逃げるに如かずの例えにならい、自分は地区防災会を率いて、政府の地震調査会が公表した巨大地震が想定される南海トラフに隣接する日向灘や南西諸島海溝周辺での新たにマグニチュード8の巨大地震が今後起き得るとする30年間の長期評価の最悪の事態

に備えて、毎年理解してもらえぬ地区住民の冷めた目線にもめげず、自分の命は自分で守る防災理念をもとに、10年以上津波信念を体で覚えるために繰り返し実施してきました。そうした自分の行動からして反対議員が同調するマニフェストにある1980年度改正の建築基準法施行前に建設、施行後40年以上を経過し、耐用年数超過の既存の唐瀬原中学校を活用するなど、言語道断であり、また建設事業費の経費、詮議は児童生徒の人命軽視の極みであり、これに同調できません。従って原案を認め、躊躇なく新中学校建設を推進し、安心安全な新中学校を1日でも早く完成開校し、町の将来を担う児童生徒の無限の可能性を広げる教育を期待し、原案賛成の意思を示すものであります。傍聴席も傍聴者はおらんからこの欄は削除しました。私の拙い長々の討論を御清聴ありがとうございました。皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（中村 昭人君）他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第22号、令和5年度川南町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後の会議は1時10分からとします。

午前11時51分休憩

午後01時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第23号、令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第23号、令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について反対の討論をいたします。国が2018年度から導入した国保の都道府県化事業は、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、そ

の分を保険料に変化させることにあります。高過ぎる国保税を引き下げするためには公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国市町村長会なども公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めています。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人がいるにもかかわらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために、国保税は高騰しています。川南町の国保税は、児湯郡内で2番目に高い国保税です。ところが国は市町村の公費繰入を削減、廃止する取り組みを進めないと保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティ措置をしています。これまで削減してきた国庫負担を増やすことなどを国に求め、高過ぎる国保税の引き下げの手立てを尽くすことこそ必要であることを強く求めて、反対討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第23号、令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。先ほど反対議員の討論を聞きますと、保険税が高いから今年度予算を否決してくれってというような反対討論であります。彼女はこの保険事業の制度そのものがわかるととてであろうかと不思議でなりません。原案を否決した場合はですね、この国民健康保険にかかっているこの被保険者がですね。この予算が執行されんことになりますと、窓口負担することになりますので、我々貧乏人は医者も行けなくなります。この原案に反対することは我々貧乏人に死ねということですが、それがわかるとって、反対なさっとかしらんと思ってるんですよ。そういうわけありますので、本案に否決することは我々貧乏人を殺すことになりますので、原案賛成するものであります。同僚の議員の皆様、殺人者にならないように、賛成してくださることを理解しお願いいたします。以上で討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第23号、令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上の全ての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就業状況、年収などに関わりなく、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることにあります。その特徴は四つあります。一つ、これまで負担のなかった扶養家族を含め、1人1人から保険料を取り立てる、二つ、受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設ける。三つ、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。四つ、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。75歳の高齢者といえば、最も病気にかかりやすく、治療に時間がかかる方々です。後期高齢者保険料の負担を苦にした受診控えに、コロナによる受診控えが重なっています。後期高齢者医療に窓口2割負担が実施されています。75歳以上の高齢者は一定以上の収入があれば、90歳だろうが100歳だろうが一斉に負担が引き上げられました。高齢になるほど病気にかかりやすくなります。また、後期高齢者医療制度を運営するのは後期高齢者医療広域連合議会です。川南町からはこの広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は、国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受け渡し、受付窓口業務など、住民と直接やり取りする業務の多くは、川南町が担います。広域連合議会では、住民の声が届きにくいなど、問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押しつけるもので、廃止しかないと考えます。少ない年金から介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされると生活は本当に苦しい、どこまで高齢者をいじめるのかという不安の声が広がっています。後期高齢者医療制度の廃止は待ったなしの課題です。老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことを求め、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。先ほどの反対討論者の主張によりますと、保険税が高いとかいろいろ言われますが、保険税そのものはですね、前年度の受診料、年間の療養費ですね。その前年度実績を勘案し、当該年度の見込み額を計上しておるものでありますが、この保険制度、事業そのものがですね、相互扶助事業でありますから、健康な時には、先ほど同僚議員が言われましたが、高いちゅうようなことを言いましたが、健康な時には、実際若くて健康な時には高いと思います。しかし、年をとってですね、体が弱くなって病院にしょ

っちゅう行つとる人はですね、高いって思いません。この保険制度は、保険税になつとるけどですね。実際は被保険者の診療負担金になるわけですよ。負担金ちなつと医者に行かんとんなんで負担せんないかんかというこつなるから 税制度にして負担金を付けとるわけですが、若いうちに払とって、年がいったら安い診療費で受診されるという、まあ、頼母子講みたいな制度なんですよ、いわゆる相互扶助になるわけですが。この議案第24号を否決しますと私、心筋梗塞で死にかけとりますからよ。収入があまりないからそういう病気にかかったら診療を受けられませんから、反対することはできません。したがって原案に賛成するものであります。同僚議員の皆さんの賛成同意をお願いして討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計について賛成の立場から討論いたします。先ほど同僚議員が賛成の立場で申し述べましたが、後期高齢においては75歳以上の方々の医療費の負担として、昨年では、今年度ですね令和4年度の3月から12月までの診療報酬を調べていただきました。10ヶ月において19億5568万3676円と数値が上がっており、その中で保険者負担ですね、後期高齢から負担が17億1416万6503円となっております。確かに後期高齢保険料については、年金から引かれることで非常に負担があると申しますが、実際にこれだけの保険者負担の中で運営をされて、後期高齢制度がきちんと皆様の医療行為ができていくということの中で、この後期高齢保険を止めることはできないと思っております。なので、今後私達の時代にあってもきちんとこの制度が整っているように、もちろん健康に留意しながら、医療費のかからないことは大事ですが、きちんと治療が受けられる体制を必要として、この後期高齢予算については、賛成の立場で討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第24号、令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号、令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第25号、令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算案について反対討論をいたします。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は申請した人を訪問し、調査を行い、この調査と並行して、町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は専門的な第三者機関として、介護認定審査会を設置しています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピュータソフトにかけて得られた第1次審査結果と主治医の意見をもとに、要介護状態の審査で判定が行われます。要介護度によって介護サービスをどの程度使えるか決まりますが、どんなに認知症が進んでいても、体が元気であれば、5段階のうち一番低い要介護1にしかありません。しかし体は元気でも、認知症が進み、夜1人で外出してしまうような在宅の方には、24時間の見守りが必要で一番大変です。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日遡ってサービスを利用することとなります。この認定制度には多額の事務費が使われています。判定で機械的に利用制限がかけられています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されています。外されたサービスは、市町村の地域支援事業に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば専門家不在となることを多くの関係者が警鐘を鳴らしています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられます。要介護認定制度は廃止して、現場の専門家の判断で適切な介護を提供できるようにするべきだと私は思います。

介護認定審査特別会計予算について反対討論をいたします。

○議長（中村 昭人君）他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第25号、令和5年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号、令和5年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対の反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号、令和5年度川南町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。介護保険制度が謳い文句にしていた、介護の社会化、利用者本位はどうなったのでしょうか。高い介護保険料を納め、要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない。まさに保険料だけ取り立てて介護なしと言われるように家族介護の負担は重くなっています。川南町の高齢高齢化率は増加傾向です。高齢化が進むにつれて、介護保険料は上がり、高齢化のピークを迎える令和7年には標準年間保険料は25%まで上がると予想されています。介護保険は自治体の自治事務です。川南町の介護保険の責任者は、厚労大臣でも老健局長でもなく、川南町長です。地方自治体の核心は、自分たちのことは自分たちの責任で決めるという自立の精神ではないでしょうか。町民の暮らしと福祉を守る、これが本来の自治体の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいを持って暮らせる、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられ、介護予防に逆行することのないよう、高齢者の実態を踏まえ、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。ところが、その財源を所得の少ない町民に重くのしかかる逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等化を目指す近代税制の原則や社会保障のあり方として根本的に間違っています。財源は国家財政税制を国民本位に組み替えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の精神を構築を求めて、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第26号、令和5年度川南町介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。国の制度により介護保険制度になり、これまで家の中で家族が介護をしている時代から大きく変わり、長寿命化になり、高齢化なり、その介護の度合いはどんどん進んで広がっております。確かに様々な要件の中で介護サービスが受けられないと言われる人もいるのかもしれませんが、ほとんどの方は介護保険制度のおかげでデイサービスに通ったり施設に入ったりして、少ない負担の中で、この介護を受けられ、家族の負担なく家族が前向きで仕事ができる制度になっております。このような制度がきちんとこれからも円滑に動くように、私達は保険料として支えていかないといけないと思っております。確かに高いです。でも、使わなければそれはもう相互扶助の中ですので、でも使うときになったときには本当にありがたい存在であります。多分同僚議員も介護保険制度の恩恵を受けたのではないかなと思っております。この介護保険制度がずっと続くように私達もこれからもきちんと精査していかないといけないと思っております。賛成の立場から討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 令和5年度川南町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。先ほどからこの国保事業、高齢者医療制度、この介護保険についていろいろ

不満を述べ、最もらしい反対討論をされましたが、この社会保障に関わる、今言うた、予算を否決した場合はですね、体の不自由な人はですねこの原案を否決してしまうと令和5年度は必要な介護保険サービスを受けられなくなるわけです。最もらしい反対討論をするならですね、体の不自由な人がですね、令和5年度もずっとその後も継続して必要な介護保険サービスを受けられるような反対討論をしなければですね、皆さんに賛同は得られんと思うわけですよ。やっぱそういう知恵もねえとやったら、反対討論はしない方がいいと思います。以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（中村 昭人君）他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第26号、令和5年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号、令和5年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和5年度川南町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号、令和5年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、令和5年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号、令和5年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和5年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号、令和5年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和5年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、

委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について反対の立場から討論します。電子地域通貨事業は、コロナ禍で疲弊する地域経済の活性化を図るとのことですが、町内商店の全てに平等にお金が回り、潤うのでしょうか。お金がない者には買えませんし、利用の仕方や仕組みがわからない人もいます。全戸にお知らせを配るので、知らない人はいないと言いますが、歳をとり、目が悪くなり、小さな字が読めないなど弱者は、役場から届いた封書を開かない方もいます。町民全体が喜んで使ってもらえるのなら、一番わかるのは現金給付にさせていただきたい、これなら誰でもわかると聞きます。地域経済の活性化とキャッシュレス化による新しい生活様式を推進すると言われますが、誰もが取り残さない、町民全体が喜んで使える電子地域通貨事業となることを求めて、反対討論いたします。討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。先ほど反対討論の中でありましたようになかなか高齢者の方に使いづらい、現金にするべきだということありますが、川南がいち早くキャッシュレスに取り組み、町内だけで取られるチーカを作ったということは、他の市町村にとってはすごく先駆けたことの取り組みでした。現在では、他の町村では PayPay とか独自に、PayPay で高鍋で使えるという増額とかやっと遅まきながら、昨年度からとり行われているようですが、チーカという特別地域枠の中でこれらのキャッシュレスのを行うことは、これからのまちづくりの中で大きなひとつだと思えます。同僚議員が年寄りにはわからない、最初私も結局最初のうち、皆さんわからなかったけど、それを一緒に学ぶ、教えてあげる立場も私達にはあるのではないのでしょうか。わからないからそうだよ、そうだよ、ではなくて、じゃあこうだよ、こうしてやっていこうね、教えてあげようねっていうぐらいないと、これからの時代やっぱりそうなるわけですし、やっぱり高齢化になったらその予算を使う幅も広がっていきます。現金給付になったら他の町のお金が逃げます。このチーカの取り組みを、私はもう先駆けてやってることで賛成したいと思っております。賛成の立場で討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について賛成の立場で討論を行いたいと思います。まずこの事業のですね、今、反対賛成、2人の議員の討論の中にも出てまいりましたが、やはり一番大きなのは、地域のですね経済資金が還流していくと、外に行かないでそのまま還流していくと、これは私は一番大きな目

的だと思っております。またキャッシュレス支払いということで各商店のですね、販売コストが下げられると、これはやっぱり一つ大きな目的ではないかと思えます。また町外の方が地域通貨を、川南の地域通貨を使われれば外貨が入ってくるというようなメリットもあると考えております。基本私達がですね議決した事業はですね、我々は積極的にまた建設的に取り組む責任が私はあると思っております。まず、高齢者の方の利用のお話が今、同僚議員からも出ましたが、まずはですね、スマートフォンのアプリ、これをまだダウンロードされていない方もいらっしゃると思っております。まずスマートフォンをですね、アプリをダウンロードして、まずは御自身で体感をしていただきたいと。そしてそれからまたいろんなそれが苦手な方の御指導もしていただきたいと思っております。当議会はですね、住民意思決定の最高機関であります。その決定した予算にですね、反対する理由は私は一つもないと思っております。以上、賛成討論とします。

○議長（中村 昭人君）他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第31号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号令和5年度、川南町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和5年度川南町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可

決されました。

ここで日程についてお諮りいたします。

ただいま川上昇議員から発議第1号川南町川南町議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについて、発議第2号川南町議会委員会条例の一部改正についてが提出されました。

本2議案を日程に追加し、順序を変更し、追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後01時59分休憩

.....

午後02時01分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議第1号川南町議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについて、追加日程第2、発議第2号川南町議会委員会条例の一部改正について以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（川上 昇君） 発議第1号、川南町議会の個人情報保護に関する条例を定めるについて、その趣旨を説明申し上げます。令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関し、地方議会は法が定める規律の適用対象ではなく、自立的な措置を講ずることができるようになりました。よって、川南町議会において個人情報保護の適正な取り扱いを図ることを目的に、川南町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。次に、発議第2号、川南町議会委員会条例の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。令和4年第8回川南町議会定例会において、議案第59号、川南町課設置条例の一部を改正する条例が可決されました。令和5年4月から新たに環境課及び上下水道課が設置されるため、川南町議会文教産業常任委員会の所管について、環境水道課を削除し、環境課及び上下水道課を追加する改正を行うものです。以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

発議第1号、川南町議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川南町議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについては、原案のとおり可決されました。

発議第2号、川南町議会委員会条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川南町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第28、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第29、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定をしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第1回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時05分閉会
